

徳島県再エネ設備等の導入に伴う J-クレジット利活用促進事業における
公募型プロポーザル募集要項

1. 事業目的

本事業は、県又は県内企業等（以下「県等」という。）による再エネ設備の導入、省エネ設備への更新等（以下「脱炭素行動」という。）の取組により得られる環境価値について、国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度（以下「J-クレジット制度」という。）に基づくクレジット認証及び販売を行い、販売収益の一部を県等に還元することで、県内脱炭素化を促進することを目的として実施するものである。

本事業における J-クレジットの創出及び販売等を行う民間事業者（以下「連携パートナー」という。）を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、実施方法や応募者が熟知・遵守すべき事項など、必要な事項を定める。

連携パートナーの選定に当たっては、環境価値の有効活用の観点から、J-クレジット制度に基づき連携パートナーが運用しているプログラム型プロジェクト（以下「連携プログラム」という。）の運用・販売のノウハウに着目したプロポーザル方式の公募を実施する。

2. 事業概要

（1）事業の名称

徳島県再エネ設備等の導入に伴う J-クレジット利活用促進事業

（2）事業の内容

環境価値を取りまとめ、J-クレジット制度に基づきクレジットを創出及び販売すること、及び販売収益の一部を県等に納付すること。

なお、本事業の詳細は、別紙「徳島県再エネ設備等の導入に伴う J-クレジット利活用促進事業仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおりとする。

（3）事業期間

当該クレジットの創出の日から 8 年間とする。なお、期間終了後の取り扱いについては、県と協議のうえ決定する。

3. 参加資格

本プロポーザルへの参加資格を有する者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

（1）日本国内に本社があり、本事業の実施体制を有していること。

（2）J-クレジット制度における適用方法論のうち、県内事業者が入会可能な「EN-R-002 太陽光発電設備の導入」に関する連携プログラムを有していること、又は、公募開始時点において、J-クレジット事務局へ当該連携プログラムの登録申請を行っていること。

- (3) 徳島県建設工事入札参加資格停止措置要綱及び徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しないこと。
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）でないこと。
- (6) 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にある者でないこと。
- (7) 役員（法人の監査役及び監事を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる法人でないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされた者でないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者であっても、更生計画の認可の決定又は再生計画の認可の決定が確定した者については、当該申立てがなされていない者とみなす。
- (9) 国税、地方税等を滞納していない者であること。
- (10) 法人格を有し、本事業を円滑に遂行する能力があること。

4. 実施スケジュール

本公募のスケジュールは以下のとおり。

- (1) 募集要項等に関する質問受付期限
令和8年9月17日（木） 午後5時まで（必着）
- (2) 質問に対する回答期限
令和8年9月25日（金）
- (3) 参加申込書の提出期限
令和8年9月30日（水） 午後5時まで（必着）
- (4) 参加資格確認結果の通知
令和8年10月2日（金）まで
- (5) 企画提案書の提出期限
令和8年10月14日（水） 午後5時まで（必着）

- (6) 書類審査の実施
令和8年10月中旬
- (7) 審査委員会の実施
令和8年10月下旬頃
- (8) 審査結果の通知
令和8年10月下旬頃～11月上旬頃

5. 参加資格及び企画提案に関する質問

本要項及び仕様書に関する質問があるときは、以下のとおり質問書を指定期限必着で提出すること。

- (1) 受付期間
令和8年9月17日（木）午後5時まで
- (2) 質問方法
質問書【様式第6号】に質問内容を記入し、電子メールにて送付すること（到達確認のため、送付後に電話連絡すること。到達確認をせず、システム不具合等で不達の場合、県は責を負わない。審査の内容に関係しない軽易な質問内容を除き、電話による質問は受け付けない。）。
- (3) 提出先
徳島県 生活環境部 サステナブル社会推進課 GX戦略担当
電話：088-621-2334
FAX：088-621-2845
電子メール：sustainablesakai@pref.tokushima.lg.jp
- (4) 質問への回答
回答については、質問者に対し電子メールにより回答するとともに、徳島県ホームページ上にすべての質問に対する回答を掲載する。

6. 参加申込

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次のとおり提出書類を指定期限必着で提出すること。

なお、提出された参加申込書等の内容、参加資格について審査し、その結果を通知（企画提案書提出依頼又は非選定通知）する。非選定通知を受けた者は企画提案書を提出することはできない。

- (1) 受付期間
令和8年9月30日（水）午後5時まで
- (2) 提出方法
6.（4）の提出書類に記入し、持参又は郵送により提出すること。

郵送による場合は、簡易書留など記録が残る方法で送付すること。

(3) 提出先

徳島県 生活環境部 サステナブル社会推進課 GX戦略担当

〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地 徳島県万代庁舎11階

(4) 提出書類

内容	大きさ	部数
ア 参加申込書（様式第1-1号） ※共同企業体による参加申込の場合は、様式第1-2号を使用すること。	A4判	1部
イ 共同企業体協定書兼委任状（様式第2号） ※共同企業体による参加申込を行う場合にのみ提出すること。	A4判	1部
ウ 誓約書の提出（様式第3号）	A4判	1部
エ 法人概要書（様式第4号） ※補足する事項があれば、任意様式により提出可	A4判	1部
オ 直近の決算書又はこれに類する書類 （確定申告書の写し等）	A4判	1部
カ 類似事業実績（任意様式） 実績地方公共団体と連携して実施したJ-クレジット創出連携事業実績	A4判	1部
キ 納税証明書（提出日から3か月以内に発行されたもの。写しでも可とする。） ① 国税（法人税、消費税及び地方消費税） ② 徳島県税（徳島県税に未納又は滞納がないことの証明） ※②については、事業を実施する支店、営業所等（本社が実施する場合は、本社とする。）の所在地が徳島県内にある場合のみ提出すること。 ※国、自治体により発行できない場合は、直近1期分の未納がない旨の証明書を提出すること。	A4判	1部

※共同企業体による参加を行う場合にあっては、ウ、エ、オ、キに規定する提出書類について、構成する全ての事業者が提出すること。

7. 企画提案

企画提案書提出の依頼を受けた者は、次のとおり企画提案書を指定期限必着で提出すること。提出方法は持参又は郵送に限る。郵送による場合は、簡易書留など記録が残る方法で送付すること。

(1) 提出期間

令和 8 年 1 0 月 1 4 日 (水) 午後 5 時まで

(持参の場合は開庁日のうち、午前 8 時 3 0 分から正午まで、午後 1 時から午後 5 時までの間とする。)

(2) 提出先

徳島県 生活環境部 サステナブル社会推進課 G X 戦略担当

〒 7 7 0 - 8 5 7 0 徳島県徳島市万代町 1 丁目 1 番地 徳島県万代庁舎 1 1 階

(3) 提出書類

内容	大きさ	部数
ア 企画提案書届出書 (様式第 5 号)	A 4 判	1 部
イ 企画提案書 (任意様式) ※企画提案書は、原則として A 4 版用紙を使用することとし、A 3 版用紙を使用する場合には、A 4 版サイズに折り込むこと。枚数に制限はないが、カラー印刷とすること。なお、9 (1) の審査において、当該企画提案書を用いることから、横型・横書きを推奨する。	A 4 判	8 部

(4) 企画提案書の内容

少なくとも次の内容を記載すること。

なお、仕様書に記載されている内容は最低限実施するものであり、企画提案書には、その内容を基に可能な限り具体的な提案を記載すること。

ア 事業者概要 (代表者、従業員数及び事業所所在地等)

イ 事業遂行体制

統括責任者、プロジェクトリーダー、事業責任者及び担当者等の人員体制と、それぞれの経験・資格・能力等を具体的に記載すること。

また、それら人員体制 の事業内容についても具体的に記載すること。

また、外部協力者との連携により事業を実施する場合には、外部協力者及びその役割についても具体的に記載すること。

ウ 類似事業の実績

提案者が過去に地方自治体と連携して実施した、EN-R-002 の方法論のプログラムによる J ークレジット創出事業又は類似事業※の実績について記載すること。(EN-R-002 以外の方法論のプログラムを追加提案する場合には、その方法論のプログラムによる J ークレジット創出事業の実績も合わせて記載すること。)

また、本事業を実施する上で重要となるポイントや実績を踏まえた優位性等があれば、具体的に記載すること。

※ 類似事業とは、地方自治体と連携して実施した EN-R-002 以外の方法論のプログラムによる J-クレジット創出事業（ただし、農業（AG）及び森林（FO）の方法論によるものは除く）をいう。

エ 事業実施スケジュール

本事業の開始から完了までの事業実施スケジュールを具体的に記載すること。

オ 広告宣伝

2030年度までの年度ごとの入会件数（目標値）を示し、その実現に向けて、県が行う広報とは別に、提案者が行う効果的な広報について、使用する媒体、実施方法、実施頻度等、具体的な提案を行うこと。

カ 入会手続き等のフォロー

入会手続きやモニタリングの実施等に際した入会者へのフォロー手法について、実施方法、実施頻度等、具体的な提案をすること。

キ 問合せ対応

本事業に関する問合せや苦情への対応について、実施体制（コールセンターの設置等）、問合せ方法（電話、インターネット、メール、SNS等）、対応期間等、具体的な提案を行うこと。

ク リスク管理

本事業を実施するに当たって想定されるリスクやその予防策、対応策について、具体的な提案を行うこと。

（想定されるリスクの例）

- ・ 県が脱炭素支援施策を実施する際に、環境価値の権利の放棄を認めない国の補助金等を財源として実施する場合があります、県の脱炭素支援施策から誘導できる入会希望者数が想定よりも減少する可能性がある。
- ・ 本事業での入会者数を想定して、J-クレジット販売益から得る手数料を算定するが、退会者が多い場合には、見込んでいた利益を得ることができない等

ケ 本事業の収支見込等（任意様式）

本事業に関する収支見込、手数料率及び手数料率算定の基礎となる資料を提出すること。

コ J-クレジット販売益に対する県等への分配率

入会希望事業者（環境価値創出者）の区分ごとに、以下の考え方にに基づき「県への分配率（％）、入会者への分配率（％）」を提案してください。

入会希望事業者の区分	「EN-R-002 太陽光発電設備の導入」の連携プログラム	連携パートナーが追加で提案する連携プログラム
県の補助金等により環境価値を生み出した事業者	・ 県への分配率 (%) ・ 入会者への分配率 (%) <u>※太陽光発電設備の発電量 (kWh) 等で分配率が異なる場合は、細分化して記載すること。</u>	・ 県への分配率 (%) ・ 入会者への分配率 (%)
自社の取組みのみ（県補助金等なし）で環境価値を生み出した事業者	・ 県への分配率 (%) ・ 入会者への分配率 (%) <u>※太陽光発電設備の発電量 (kWh) 等で分配率が異なる場合は、細分化して記載すること。</u>	・ 県への分配率 (%) ・ 入会者への分配率 (%)

(分配率の考え方)

県へ納付額 = クレジット売却総額 × 県への分配率

※クレジット申請やモニタリング等を含む一切の経費は、上記算定に基づく県への納付後に連携パートナーが負担するものとし、納付前にクレジット売却総額から経費等を引いてはならない。

算出例：

クレジット販売収益 100 万円 × 提案のあった県への分配率 30% = 県への納付額 30 万円

※この場合、クレジット申請やモニタリング等を含む一切の費用は残額 70 万円のうちから負担すること。

サ 地産地消

可能な限りクレジットの販売先を県内企業中心に行うなどクレジットの地産地消に資する取組みを提案すること。

シ その他、本事業の履行にあたって有益な独自提案

仕様書に記載のほか、本事業の履行にあたって有益な独自提案がある場合は概要や想定される効果、実施に際しての自社の強み等を提案すること。

8 応募に際しての留意事項

(1) 次のいずれかに該当する場合には、失格又は無効とする。

- ア 参加資格、提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合
- イ 提出書類に故意に虚偽の内容を記載した場合
- ウ 提出した企画提案書の内容が仕様書の水準を満たしていないことが明らかであると認められる場合
- エ 本要項及び仕様書に適合しない場合
- オ 前各号に掲げるもののほか、失格に相当する事由があると審査委員会が認める場合

(2) その他

- ア 企画提案書の作成及び提出等に要する費用は、企画提案者側の負担とする。
- イ 応募は1事業者につき1件とする。また、共同企業体の構成員として参加している事業者においても、本プロポーザルの他の参加者（共同企業体の構成員を含む。）となることはできない。
- ウ 書類等の作成に用いる用語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。
- エ 提出された企画提案書の差し替え及び再提出は、原則認めない。ただし、書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じ、追加資料の提出を求める場合がある。
- オ 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。
- カ 選定されなかった場合も含め、企画提案書は返却しない。
- キ 原則として、本事業の全部又は一部を第三者に委任し又は請け負わせてはならない。ただし、事業を効率的に行う上で必要と認められる場合、事前に県の承諾を得た上で、事業の一部を委託することができる。
- ク 採用された提案書の内容については、必要に応じて内容の一部変更・修正を行う場合がある。
- ケ 企画提案書は、参加申込者の企画力等を評価するために提案を求めているものであり、企画提案書の内容について、協定締結後の実施を確約するものではないことに留意すること。

9. 最優秀提案者の選定

(1) 選定方法

連携パートナーの選考は、事務局（徳島県生活環境部サステナブル社会推進課）又は県が別に設置する審査委員会において、書類審査やプレゼンテーションによる審査で最優秀提案者を選定する。

ア 書類審査

企画提案者の数が5者以上の場合は、事務局が書面による事前審査を実施する。

事前審査では、事務局が企画提案書等を採点し、審査委員会に参加する4者を選考する。書類審査の結果は、提案者全員に通知する。

なお、本審査を通過しない者は審査委員会に参加することができない。

また、書類審査を実施しない場合は、審査委員会の実施を企画提案者へ通知する。

イ 審査委員会（プレゼンテーション審査等）

県が別に設置する審査委員会において、企画提案書、プレゼンテーション及び質疑応答による審査を行い、最優秀提案者を選定する。

なお、状況により企画提案書等の書面審査により、最優秀提案者を選定する場合がある。なお、選定される場合であっても、内容や費用対効果の観点等から一部の内容について採用されない場合がある。

※プレゼンテーション審査等に参加する提案者には、日程ほか詳細を別途通知する。

※プレゼンテーションについては、企画提案書に基づいて行うものとし、資料の追加等は認めない。

※プレゼンテーション審査を欠席の場合は、応募辞退とみなす。

（2）審査項目及び評価内容

別表「審査項目及び評価内容」のとおり。

（3）協定締結候補者の選定

審査の結果、最高得点を獲得した者を最優秀提案者として選定し、協定締結候補者とする。

提案者が1者のみの場合であっても評価は実施するが、評価の結果は、「適」「不適」により判断する。

（4）審査結果の通知

審査結果は全ての提出者に対し、文書により通知する。また、県ホームページにおいて結果を公表する。なお、個別の採点内容等については公表しない。

10. 本プロポーザルを辞退する場合

本プロポーザルを辞退することとなった場合は、速やかに辞退届出書（任意様式）を持参又は郵送（簡易書留に限る。）により所管課（サステナブル社会推進課）へ提出すること。

なお、辞退は自由であり、辞退しても以後における不利益な扱いはない。また、郵送する場合は、事前に電話連絡すること。

11. 協定締結等

- (1) 事業の実施に際しては、提案内容をそのまま実施するものではなく、選定後に協定締結候補者と県が協議・調整を行った上で、双方が合意に至った場合に本事業に係る協定を締結する。
- (2) (1) の協議が不調に終わった場合や失格要件の事項に該当する場合には、審査委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。